

(出願票様式)

出 願 票

私は、令和元年度滋賀県職員（児童福祉司）採用選考第1次
考査を受験したいので申し込みます。

なお、私は、次のいずれにも該当いたしておりません。また、
この出願票の記載事項に相違ありません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受ける
ことがなくなるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過し
ない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政
府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれ
に加入した者

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生	性別
〒 ー		
住 所		
電話番号 ー ー		
児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格について、裏面記載の 項目のうち該当する項目番号を記入してください。 項目番号 ()		
相談援助業務または児童福祉事業に従事した方は、次の事項を記入してください。 ・ 従事期間..... ・ 従事場所..... ・ 従事内容.....		

注 氏名欄は、必ず自署してください。

(裏面)

どの項目に該当するかは別紙の図を参考にしてください。

- 1 都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、または都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 2 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設（以下「指定施設」という。その範囲は別紙のとおり。）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 3-1 医師
- 3-2 社会福祉士
- 3-3 精神保健福祉士
- 3-4 公認心理師
- 4 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、児童福祉法第13条第3項第5号の厚生労働大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）の課程を修了したもの
- 5-1 学校教育法による大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 5-2 学校教育法による大学院において、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 5-3 外国の大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 5-4 社会福祉士となる資格を有する者（3-2に該当する者を除く。）
- 5-5 精神保健福祉士となる資格を有する者（3-3に該当する者を除く。）
- 5-6 保健師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 5-7 助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 5-8 看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 5-9 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 5-10 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては2年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 5-11 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、児童福祉司任用前講習会の課程を修了したもの
 - ・社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ・児童相談所の所員として勤務した期間
- 5-12 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（5-11に該当する者を除く。）であって、児童福祉司任用前講習会の課程を修了したもの
- 5-13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

(別紙)

○指定施設の範囲

指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士および精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。

1 社会福祉士および介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- ・ 地域保健法の規定により設置される保健所
- ・ 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターおよび障害児通所支援事業または障害児相談支援事業を行う施設
- ・ 医療法に規定する病院および診療所
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所および身体障害者福祉センター
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- ・ 生活保護法に規定する救護施設および更生施設
- ・ 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- ・ 売春防止法に規定する婦人相談所および婦人保護施設
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターおよび老人介護支援センター
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- ・ 介護保険法に規定する介護保険施設および地域包括支援センター
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームおよび障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。）または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う施設
- ・ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

2 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- ・ 精神科病院
- ・ 市役所、区役所または町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- ・ 地域保健法に規定する保健所または市町村保健センター
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行うものに限る。）または障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設または児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・ 医療法に規定する病院または診療所（精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る。）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- ・ 生活保護法に規定する救護施設または更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・ 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所または市町村社会福祉協議会（いずれも精神障

害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センターまたは障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・法務省設置法に規定する保護観察所または更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センターまたは福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

3 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- ・児童福祉法に規定する乳児院および保育所

指定施設における相談援助業務に従事したと認められる者の範囲について

- ① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）
- ② 精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）

にあるほか、以下のとおりとする。

- (1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの
- (2) 児童自立支援施設に配置された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第80条に規定する児童生活支援員
- (3) 乳児院等に配置された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日付雇児発第0428005号）に規定する家庭支援専門相談員